

保健福祉学部

栄養学科

1 栄養学科における教職課程の理念

栄養学科が目指す教員養成 ―栄養教諭―

健全な食生活を営むことは、人が健康かつ幸福な人生を築いていくための重要な柱のひとつであり、子どもの時代からより質の高い食育を授けることが大切です。

栄養学科では、児童生徒に栄養の大切さと正しい知識、そして「自分の健康は自分で守る」ことのできる自己管理能力を伝えることのできる栄養教諭の養成を目指しています。

そのためには、栄養教諭を目指す学生自身が栄養学の専門家として、栄養の知識と仕組みを十分に理解していること、教育の専門家として児童生徒の心を理解していること、児童生徒へどのようにかかわっていくことが必要なのかについて十分理解していることが重要です。

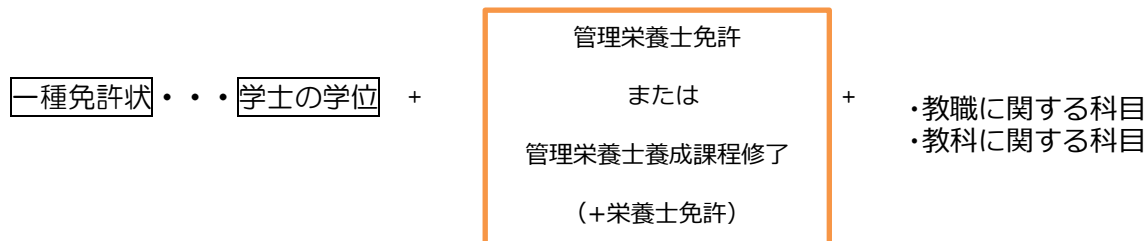
これらの力を身につけるために本学では、総合人間科学の科目や栄養の専門教育科目および教職に関する科目の3つの領域を横断したカリキュラムを用意し、実践力重視の指導に取り組んでいます。

本学における4年間の教育が、栄養の専門職としての資質及び教育の専門職としての資質を涵養し、さらに食べ物に対する感謝の気持ちと教育を受けることに対する感謝の気持ちを通し、建学の精神である「感恩奉仕」の心を次世代に伝えることのできる栄養教諭を育成していきます。

2 栄養学科で取得できる免許状

栄養教諭の免許状の種類

本学で取得できる免許状は、普通免許状として一種免許状（管理栄養士養成課程）



栄養教諭の免許状を取得するために必要な科目は「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」「教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」を履修しなくてはなりません。

栄養教諭一種免許状

免許状の種類 所要資格	基礎資格	最低修得単位数	
		栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目
栄養教諭一種免許状	① 学士の資格を有すること （大学を卒業すること） ② 管理栄養士免許を取得 あるいは、 ③ 管理栄養士養成施設の課程を修了し、 栄養士の免許を受けていること ※①を必ず有し、②あるいは③を満たすことが必要	4 単位	18 単位

上記に加えて、「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」として指定されている科目の修得も必要になります。

教育職員免許状の授与資格を得るためには、教育職員免許法に定められた必要な要件を満たさなくてはなりません。先に触れた、免許状取得に必要な条件を満たすことと、卒業に必要な条件を満たすことは違いますので注意が必要です。

表にあるように、免許状を取得するための基礎資格について、一種免許状の場合は、学士の学位を有していなければなりません。これは、皆さんが大学を卒業することを意味しています。

栄養教諭一種免許状の場合は、管理栄養士免許を取得、あるいは管理栄養士養成施設の課程を修了し、栄養士の免許を受けていることも条件になります。また、免許状を取得するためには、さらに本学で開講する所定の科目を修得していなければなりません。

3 栄養教諭とは

学校において食育を推進するためには、指導体制の整備が不可欠です。平成 17 年 4 月に制度が開始された栄養教諭は、各学校における指導体制の要として食育の推進において重要な役割を担っています。

平成 18 年 3 月 31 日に政府の食育推進会議において決定された食育推進基本計画では、全都道府県における栄養教諭の早期配置を求めています。栄養教諭の配置が進むことにより、各学校において、栄養教諭を中心として食に関する指導に係る全体計画が作成されることや教諭等により、体系的・組織的な学校全体の取り組みとなることが期待されています。

また食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない子どもの食生活の乱れが問題になっています。このような中で、子どもが将来にわたって健康に生活して行けるよう、栄養や食事のとり方等について正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子ども達にみにつけさせることが必要となっています。このため、今後、栄養教諭が小中学校等における「食に関する指導」の中核的な役割を担い、子ども達の健康を保持増進していくことができる能力の育成に貢献していくことが望まれています。

食に関する指導について

「食に関する指導」は大きく 3 つに分かれます。

① 個別的な相談指導

肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の児童生徒等や食物アレルギーを持つ児童生徒等への個別的な指導を行います。

② 教科や特別活動における指導

給食の時間を中心として、家庭科や保健体育科等の関連教科や特別活動の時間等に学校給食を「生きた教材」として活用しつつ、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行います。

③ 食に関する指導の連携・調整

食に関する指導に係る学校全体の指導計画の作成など、学校全体での取り組みに企画立案段階から中心的に携わり、他の教職員と連携・調整して食に関する指導を進めるとともに、学校給食便り等を活用した家庭への働きかけや、地域の生産者の方々等と連携して体験学習を行います。

以上の「食に関する指導」と共に「学校給食の管理」として、学校給食の献立作成や衛生管理等を併せ持つ仕事が栄養教諭の職務です。

栄養教諭が、体験学習等で栽培した食材や地域の食材を学校給食に用いることで、子どもに生産活動と日々の食事のつながりを実感させる等、食に関する指導と学校管理を一体のものとして行うことにより、教育上の高い相乗効果をもたらすことが期待されています。

免許状取得後の就職先

栄養教諭一種免許状

小学校・中学校・特別支援学校等の栄養教諭

4 栄養教諭一種免許状の科目

栄養教諭一種免許状は、下記に示す「教育職員免許法施行規則に定められた栄養に係る教育に関する科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学開講科目」、「教育職員免許法施行規則に定められた第66条の6に関する科目に対する本学開講科目」を履修し、単位を修得することによって申請することができます。

＜教育職員免許法施行規則に定められた栄養に係る教育に関する科目に対する本学開講科目＞

施行規則に定める科目区分等 各科目に含める必要事項	本学開講の科目	単位数
・栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項 ・幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項 ・食生活に関する歴史的及び文化的事項	学校栄養指導論Ⅰ	2
・食に関する指導の方法に関する事項	学校栄養指導論Ⅱ	2

＜教育職員免許法施行規則に定められた教職に関する科目に対する本学開講科目＞

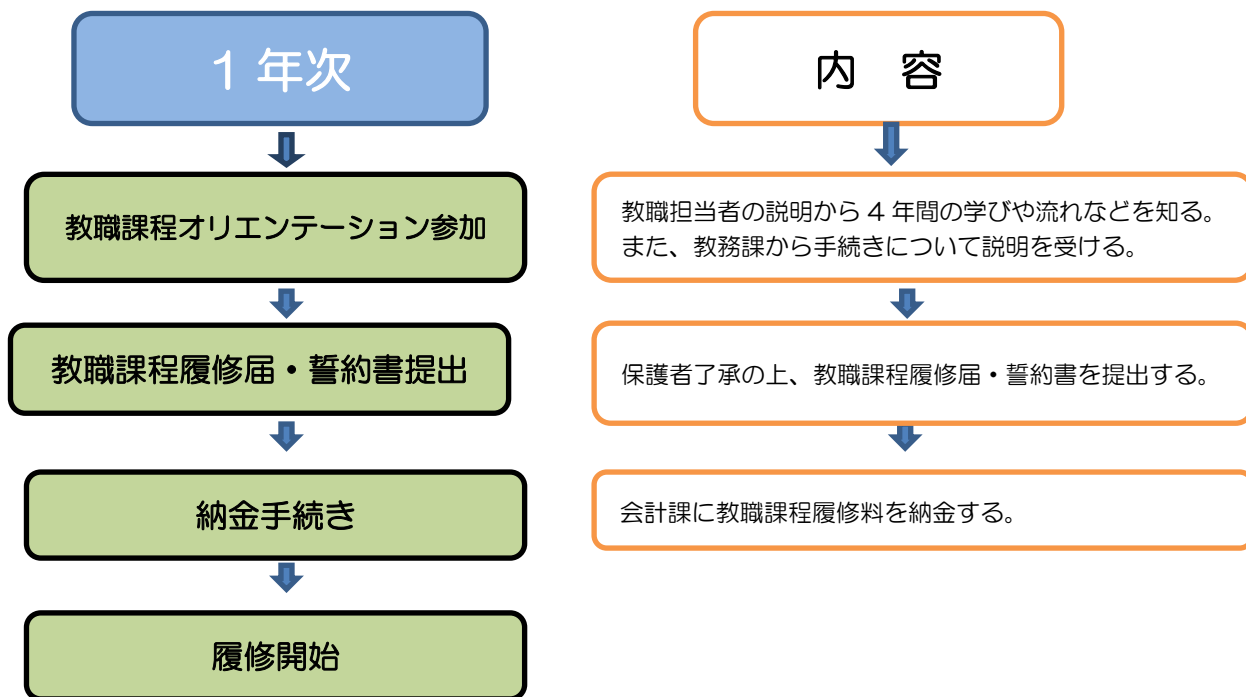
施行規則に定める科目区分等		本学開講科目	単位数
科目	各科目に含める科目区分等		
教職の意義に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職概論	2
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念及び教育に関する歴史及び思想	教育原理	2
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害ある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む）	教育心理学	2
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育社会学	2
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2
	・道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育の理論と実践 特別活動論	2 2
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用含む。）	教育方法論	2
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む)の理論及び方法	教育相談 (カウンセリングを含む)	2
栄養教育実習		事前及び事後の指導	1
		栄養教育実習	1
教職実践演習		教職実践演習(栄養教諭)	2

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	日本国憲法	日本国憲法	2
	体育	健康科学実習Ⅰ	1
		健康科学実習Ⅱ	1
	外国語コミュニケーション	英語Ⅰ	1
		英語Ⅱ	1
	情報機器の操作	情報科学演習Ⅰ	1
		情報科学演習Ⅱ	1

5 栄養学科教職課程への履修と辞退

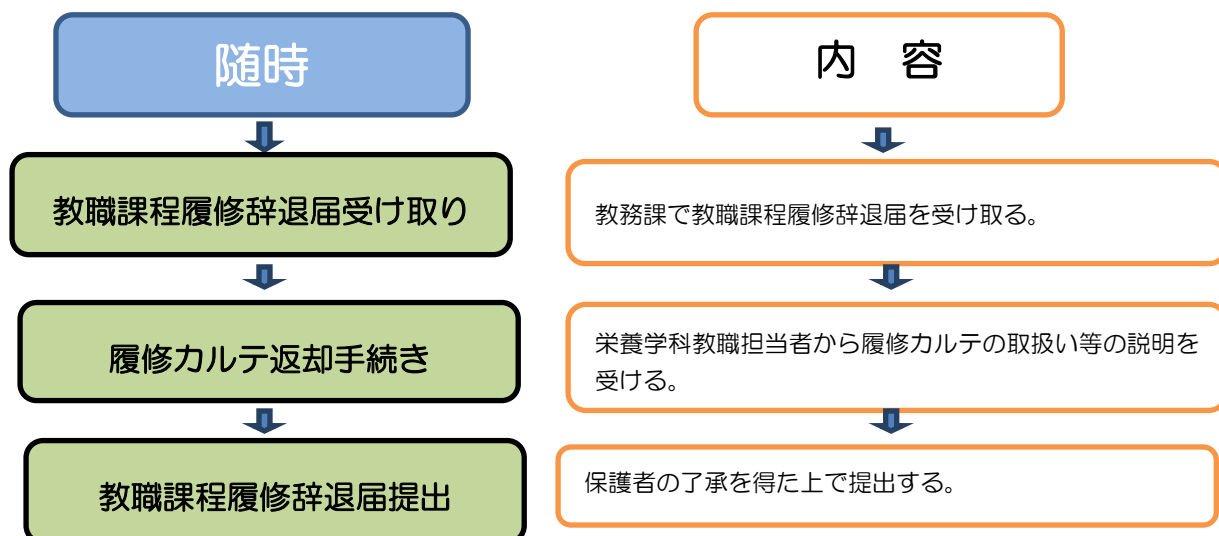
➤ 履修について

栄養学科教職課程の科目履修は、1 年次の後期から授業を体系的に履修し単位を取得する必要があります。そのために、教職課程の履修を望む場合は、4月の入学直後に行われる教職課程オリエンテーションに必ず参加して、履修を開始するために求められる要件を確実に把握してください。



1 年次後期より教職課程を履修する場合は、前期に教育職員免許法施行規則第 66 条の6に定められた本学の「健康科学実習Ⅰ」・「情報科学演習Ⅰ」・「英語Ⅰ」を履修していることが必要です。

➤ 履修の辞退について



※ 辞退をする前に、必ず教職課程の担当教員に相談してください。

6 栄養学科の教職課程履修の流れ

学生の皆さんが、教育職員免許状を在学中に取得するためには、教職課程の履修が必要になります。履修の流れは下記を参考にし、受講・実習・採用試験・就職などに関してわからないことがあれば、早めに教務課及び教職担当者に相談してください。

学生の皆さんへの連絡は、6号館前の掲示板【教職課程コーナー】で行います。各自の責任で必ず確認するようにしてください。

また、オリエンテーション・説明会等を欠席することはできません。

1 年次

教職課程

栄養学科の教育課程（実習を中心として）

4 月

教職課程オリエンテーションに出席
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始
履修カルテに関する説明

○教職課程履修について必要な科目を履修
○履修カルテについて指示

10 月

教職課程 後期履修開始
履修カルテ配付に出席

○履修カルテを各自に配付

2 年次

4 月

教職課程オリエンテーションに出席
教職課程手続き
教職課程 前期履修開始

○教職課程履修について各自履修状況を確認

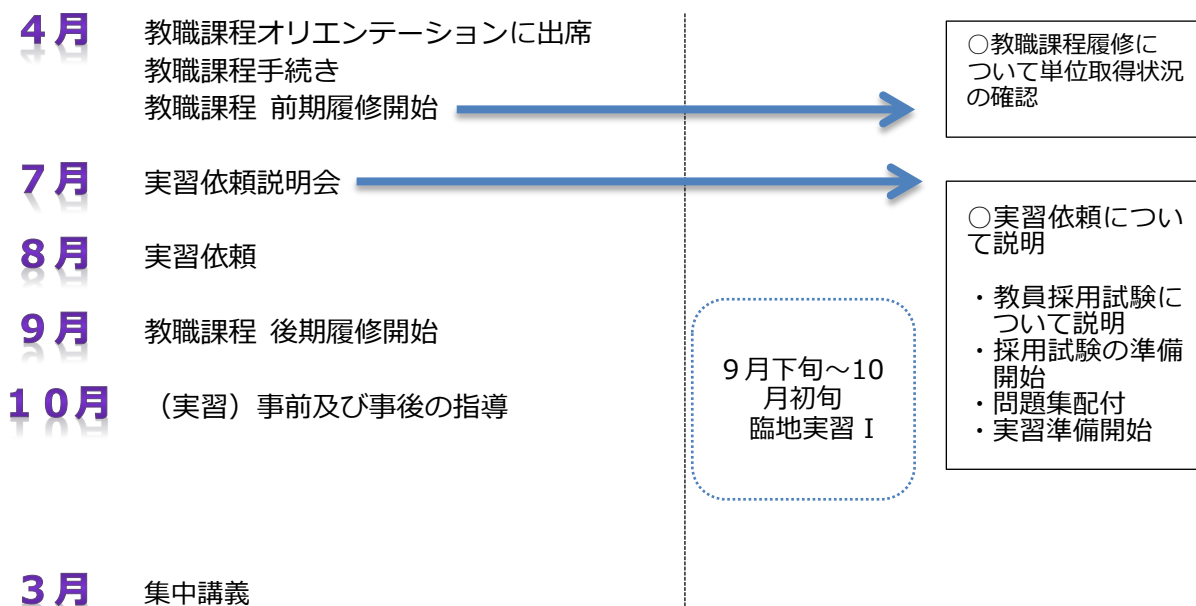
10 月

教職課程 後期履修開始

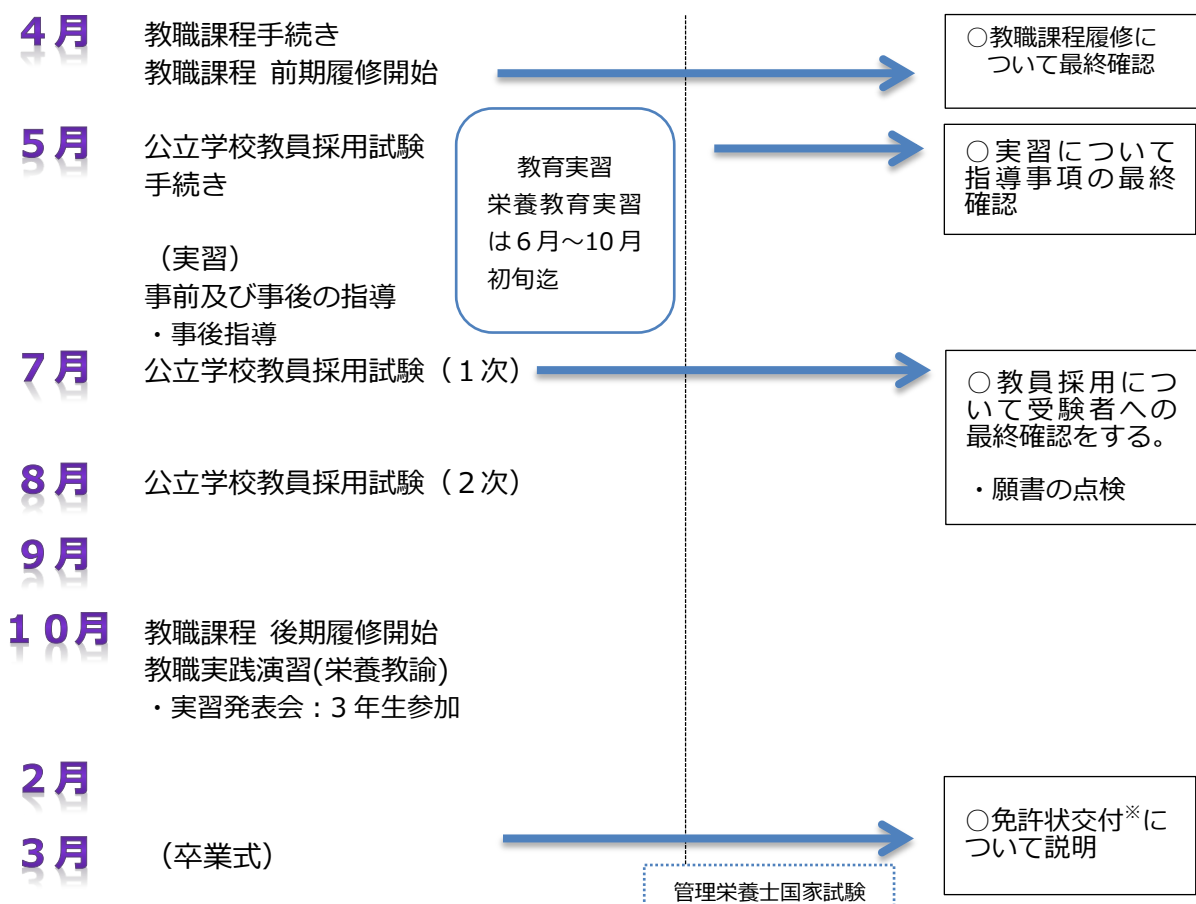
3年次

教職課程

栄養学科の教育課程（実習を中心として）



4年次



※栄養教諭の教員免許状の申請は、学生により異なり、個人申請または一括申請となる。

7 栄養学科教職に関する科目（履修規程別表第二）

科 目			単 位 数	栄 教 一 種 免	開講時期・週授業時間数				備 考				
					1 年次		2 年次			3 年次		4 年次	
					前 期	後 期	前 期	後 期		前 期	後 期	前 期	後 期
教職に関する科目	教 職 概 論	2	2		2								
	教 育 原 理	2	2	2									
	教 育 心 理 学	2	2		2								
	教 育 社 会 学	2	2		2								
	教 育 課 程 論	2	2		2								
	特 別 活 動 論	2	2			2							
	教 育 方 法 論	2	2			2							
	学 校 栄 養 指 導 論Ⅰ	2	2			2							
	学 校 栄 養 指 導 論Ⅱ	2	2				2						
	道徳教育の理論と実践	2	2		2								
	生 徒 指 導 論	2	2			2							
	教育相談(カウンセリングを含む。)	2	2		2								
	事 前 及 び 事 後 の 指 導	1	1				←	→					
	栄 養 教 育 実 習	1	1					←	→				
	教職実践演習(栄養教諭)	2	2					2					

注 1) 教職免許状を取得しようとする学生の皆さんは、「日本国憲法」、「健康科学実習 I」、「健康科学実習 II」、「英語 I」、「英語 II」、「情報科学演習 I」、「情報の表現法」を履修しなければなりません。

注 2) 教職課程を選択する学生の皆さんは教職課程履修料の納入など大学が定める諸手続を行わなければなりません。

注 3) 履修規程別表第二の履修は教職課程選択の手続きを行った学生を対象とします。

8 栄養教諭一種免許状取得 履修モデル

			1 年次		2 年次		3 年次		4 年次	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
教職に関する科目				○教育原理	○教職概論 ○教育心理学 ○道德教育の理論と実践	○教育社会学 ○教育課程論 ○教育相談（カウンセリングを含む）	○特別活動論 ○教育方法論 ○生徒指導論 ○学校栄養指導論Ⅰ	○学校栄養指導論Ⅱ ○事前及び事後の指導	○教育実習	○教職実践演習（栄養教諭）
栄養に関する科目	総合人間科学	心身と健康	○健康科学実習Ⅰ	○健康科学実習Ⅱ						
		環境と情報	○情報科学演習Ⅰ		○情報の表現法					
		国際社会と現代	○英語Ⅰ	○英語Ⅱ ○日本国憲法						
	専門基礎分野	社会・環境と健康			○公衆衛生学 ○健康情報処理論		○健康管理概論			
		人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	○解剖生理学	○応用生理学 ○生化学Ⅰ ○病理学	○生化学Ⅱ ○疾病診断治療学Ⅰ	○疾病診断治療学Ⅱ				
		食べ物と健康		○食品学Ⅰ ○調理学	○食品学Ⅱ	○加工食品機能論 ○食品衛生学				
		実習・実験	○解剖生理学実習	○人体の構造と機能総合実習 ○食品学実験 ○基礎調理学実習	○生化学実習 ○食品栄養実習 ○応用調理学実習	○健康情報処理実習 ○微生物学実験	○食品衛生学実験			
	専門分野	基礎栄養学			○基礎栄養学Ⅰ					
		応用栄養学				○応用栄養学Ⅰ	○応用栄養学Ⅱ	○運動・環境と栄養		
		栄養教育論				○栄養教育論Ⅰ	○栄養教育論Ⅱ ○栄養カウンセリング論			
		臨床栄養学				○臨床栄養管理学	○栄養治療学Ⅰ	○栄養治療学Ⅱ ○臨床栄養活動論 ○介護概論		
		公衆栄養学				○公衆栄養学Ⅰ	○公衆栄養学Ⅱ			
		給食経営管理論			○給食計画論	○給食経営管理論				
		実験・実習				○給食経営管理実習Ⅰ	○栄養学実習 ○栄養教育論実習Ⅰ ○臨床栄養学実習Ⅰ ○給食経営管理実習Ⅱ	○応用栄養学実習 ○栄養教育論実習Ⅱ ○臨床栄養学実習Ⅱ ○公衆栄養学実習		
		総合演習					○総合演習Ⅰ		○総合演習Ⅱ	
		臨地実習						○臨地実習Ⅰ ○臨地実習Ⅱ ○臨地実習Ⅲ		

9 栄養学科で教員免許状を取得するための要件

栄養学科では、栄養教諭履修に関する人数制限は設けていません。

しかし、個別対応で栄養教諭を履修する学生一人ひとりに適した指導体制を維持するためには、多くの履修者をすべて受け入れるわけには行きません。その時は、個別にお話をして人数制限を設けることも検討します。教員としての資質能力をしっかりと育てる教育を目指しているため、履修学生に制限を加えることもあるということをご理解ください。

10 履修カルテについて

『履修カルテに関する指導』および『履修カルテの管理と活用』については、以下の表に示す通り具体的に随時指導していきます。

教員からの連絡や掲示版をよく確認して、指示された次期に説明会等へ忘れずに参加することが必要です。

栄養学科「履修カルテ」に関する指導と管理の概要

年次	月	内容	提出等	履修カルテの活用について
1年後期	12	履修カルテに関する説明会	配付	学生記入 ・ 履修カルテの作成・活用について説明会実施 ・ 前期と後期の履修科目に対する省察 ・ 資質能力について1年次獲得状況
2年前期	4	2年次教職課程ガイダンス	提出	学生記入 ・ 2年次教職課程ガイダンス ・ カルテ提出 履修科目状況に対する教員からのコメント・確認
	5	全体指導	配付	学生記入 ・ 前期の履修科目に対する省察
	10	個別	提出	教員確認・カルテ返却
2年後期	3	個別	配付	学生記入 ・ 後期の履修科目に対する省察 ・ 資質能力について2年次獲得状況
3年前期	4	3年次教職課程ガイダンス	提出	学生記入 ・ 3年次教職課程ガイダンス ・ カルテ提出 教員確認
	7	栄養教育実習 依頼説明会	配付	学生活用 ・ 実習要件科目の確認 ・ 目指す教師像に対する現在の課題の明確化 ・ 実習依頼に関する心構えの確認 ・ 前期の履修科目に対する省察
		個別	提出	教員確認・カルテ返却
3年後期	10	事前及び事後の指導 実習前指導 教育実習事前ガイダンス	配付	学生記入 ・ 教育実習事前ガイダンスについて ・ 後期の履修科目に対する省察 ・ 資質能力の3年次獲得状況 (3年次後期の単位獲得状況は4年次に提出)
4年前期	4	事前及び事後の指導 実習事前指導	提出	学生活用 ・ 教育実習に臨む上での目的と課題の確認 ・ 資質能力の獲得状況の確認
	7	事前及び事後の指導		学生活用 ・ 実際の実習した内容とその成果や課題の整理 ・ 3年次までの単位獲得状況の点検・確認 教員確認・カルテ返却
	10 11	教職実践演習 栄養教育実習及び研究課題 報告会	配付	学生活用 ・ 教職実践演習の講義（演習）で活用
4年後期	3	個別	提出	学生記入 ・ 履修科目に対する省察 ・ 資質能力の3年次獲得状況の確認・点検 教員確認後、個人保管

□ は授業科目名

* 履修相談・学習支援・教員採用試験等については随時実施予定。

1 1 栄養学科教職課程の実習について

栄養学科では、管理栄養士免許取得に必要な専門科目の単位を修得していることが教育実習の要件となっています。そのため、2年次の段階から確実に専門科目の単位を取得しておく必要があります。

I 第一段階は、2年次終了後の単位履修状況を確認する

2年次終了時において、以下の臨地実習Ⅰの要件科目の単位を修得していること。

臨地実習科目			履修要件(単位修得)	
科目名	必修	開講時期	科目名	開講時期
臨地実習Ⅰ (小学校・事業所・社会福祉施設)	栄養士	2年後期	給食計画論 給食経営管理実習Ⅰ	2年次 前期 2年次 後期
臨地実習Ⅱ・Ⅲの 要件科目	管理栄養士	2年次開講 科目分	臨床栄養管理学 栄養教育論Ⅰ 公衆栄養学Ⅰ	2年次 後期 2年次 後期 2年次 後期

II 第二段階は、3年次終了後の単位履修状況を確認する

栄養教育実習を履修するには、以下のすべての条件をみたしていなければなりません。

(1) 履修上の要件

- ① 3年次終了時まで、臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの要件科目のすべての単位を修得していること。
- ② 「学校栄養指導論Ⅰ」「学校栄養指導論Ⅱ」の両方の単位を修得していなければならない。
- ③ 4年次において卒業に必要な科目を履修し単位を修得できる者。
- ④ 臨地実習要件科目一覧表から、全ての単位を修得していることを確認する。

臨地実習科目			履修要件(単位修得)	
科目名	必修	開講時期	科目名	開講時期
臨地実習Ⅰ (小学校・事業所・社会福祉施設)	栄養士	2年後期	給食計画論 給食経営管理実習Ⅰ	2年次 前期 2年次 後期
臨地実習Ⅱ・Ⅲの要件科目	管理栄養士	2年次開講 科目分	臨地実習Ⅰ 栄養治療学Ⅰ 栄養治療学Ⅱ 臨床栄養管理学 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅱ 栄養教育論Ⅰ 栄養教育論Ⅱ 栄養カウンセリング論 栄養教育論実習Ⅰ 栄養教育論実習Ⅱ 公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 公衆栄養学実習	3年次 後期 3年次 前期 3年次 後期 2年次 後期 3年次 前期 3年次 後期 2年次 後期 3年次 前期 3年次 前期 3年次 後期 2年次 後期 3年次 前期 3年次 後期

(2) 健康上の要件

- ①伝染の恐れのある疾病がないこと（必要な予防接種等を受けていること）。
- ②実習を行う上で妨げとなる機能上の障害がないこと。

(3) その他の要件

- ①教員採用試験を受けようとする意欲のある者。
- ②公務員（学校栄養職員を含む）病院、施設、委託会社、保育園等で管理栄養士として栄養指導に従事する者。

1 1 実習に関する要件

教育実習を履修することができる基準とは

栄養教諭の免許状を取得するために必要な科目は「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」「教職に関する科目」「栄養に係る教育に関する科目」を履修しなくてはなりません。

1 年生から計画的に単位を取得してください。その上で専門科目の実習要件科目が必要になります。それらの科目について説明します。

キャンパスライフ参照

栄養教育実習の履修条件

「栄養教育実習」を履修するためには、実習開始までに開講されている、栄養教諭一種の免許状に必要な栄養に係る教育に関する科目及び教職に関する科目の単位を全て修得するとともに、「臨地実習Ⅰ」、「臨地実習Ⅱ」、「臨地実習Ⅲ」全ての単位を修得しなければなりません。